

令和4年度 第3回瀬戸市下水道事業経営審議会 次第

日時：令和5年2月16日（木）

午前10時から

場所：瀬戸市役所 北庁舎4階 庁議室

1 開会

2 諮問

「持続可能な下水道事業経営のあり方について」

3 議事

(1) 持続可能な下水道事業経営の実現に向けた取組みについて

4 その他

(1) 令和5年度瀬戸市下水道事業予算（案）について

(2) 今後の審議会の日程について

5 閉会

<資料>

資料1 持続可能な下水道事業経営の実現に向けた取組みについて

資料2 下水道事業会計の概要

<参考資料>

参考資料1 令和5年度瀬戸市下水道事業予算（案）

瀬戸市下水道事業経営審議会 委員名簿

(6名)

(敬称略・順不同)

役職	氏名	所属・役職等	選任区分
会長	磯部 友彦	中部大学 工学部 教授	規則第3条第1項
副会長	齊藤 由里恵	中京大学 経済学部 准教授	1号委員 (学識経験を有するもの)
委員	稲垣 孝幸	瀬戸商工会議所 副会頭	2号委員 (各種団体の代表者)
委員	伊藤 勉	瀬戸市自治連合会 会長	
委員	加藤 勝之	瀬戸市社会福祉協議会 会長	
委員	服部 富久美	瀬戸消費生活クラブ生活学校 会長	

持続可能な下水道事業経営の実現に向けた取組みについて

～下水道使用料改定の必要性と考え方（目標）について～

令和 5 年 2 月

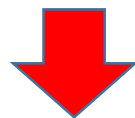
令和 4 年度 第 3 回瀬戸市下水道事業経営審議会

これまでの審議の経過

<第1回審議会> (令和4年7月29日開催)

1. 経営戦略の進行管理として、経営方針に基づく具体的な取組みの進捗状況の報告と令和3年度決算における経営指標による分析を実施。

分析の結果、今後、課題となる可能性のある指標が複数あり、改善への取組みを進める必要がある、との考え方を共有。



経営指標による経営分析の結果や社会情勢を踏まえ、「経営の健全性」の確立と「経営の効率性」の向上について、早急な対応が必要であり、優先すべき課題として、下水道事業としての持続可能性と将来にわたり下水道サービスを確保するための「**経営基盤の強化**」に向けた「**収益の安定的な確保**」を中心とした議論を進めていくこととした。

これまでの審議の経過

<第2回審議会> (令和4年10月28日開催)

1. 第1回審議会の審議を踏まえ、瀬戸市下水道事業経営戦略の基本方針に定めた『持続可能な下水道事業』の構築に向け、現状の課題（問題点）の共有・整理と改善への取組みについて議論。



「持続可能な下水道事業」を構築し、将来にわたって安定的に下水道サービスを提供するための「経営基盤の強化」に向け、次の項目を中心に議論を進めることとした。

●**受益者負担の適正化（使用料水準の適正化）**

→受益者負担の原則に基づく使用者負担の適正化・公平化の実現

●**公共下水道への接続率向上への取組み**

→下水道接続のメリットや必要性の理解促進と啓発活動の実施

●**一般会計繰入金への依存度の引き下げ**

→事業の独立採算制の原則に基づく健全経営と税の使途の公平性の実現

第3回瀬戸市下水道事業経営審議会について

<議論の観点>

瀬戸市の下水道事業は、供用開始以来、50年が経過し、令和4年3月31日現在、下水道人口普及率は67.7%で、水洗化率は86.2%となっており、今後も都市計画等の関連計画との整合を図りつつ、令和28年度の整備完了を計画として下水道整備を進めている。

公共下水道は、生活環境の改善、公衆衛生の向上、河川などの公共用水域の水質保全など、市民の暮らしに欠くことができない都市基盤の一つとして重要な役割を果たしてきた。

これらの下水道サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、経営の健全化を図るとともに効果的かつ効率的な施設の整備に取り組む必要がある。

これまでも、経営基盤強化や事業の合理化・効率化に向けた取組みを進めてきたが、現在の経営状況は、汚水処理に必要な経費を下水道使用料収入だけで賄うことができず、市の一般会計からの繰入金による補てんにより事業運営が成り立っている非常に厳しい状況である。

今後は、人口減少等により下水道使用料の大幅な増収が見込めないことや、供用開始から50年が経過し、老朽化が進む管渠や施設の修繕や更新に多額の費用が見込まれ、経営環境は一段と厳しさを増すことが予想される。

<議論の趣旨>

→下水道使用料改定の必要性と考え方（目標）について議論

下水道事業の現状と課題の確認 (第1回及び2回審議会において共有した課題)

【毎年度の決算数値から】

①経費回収率の改善

→使用料で回収すべき汚水処理費用を使用料で賄えている割合である経費回収率が100%を下回っており、受益者負担の原則に基づき、使用者負担の適正化・公平化を図る必要がある。

②一般会計繰入金の見直し

→事業の独立採算制の原則に基づき、一般会計繰入金に依存しない経営基盤を確立し、健全経営と税の用途の公平性を実現するため、基準外の一般会計繰入金の見直しに取り組む必要がある。

【中長期的な視点から】

③下水道施設の老朽化や災害に備えた施設の耐震化などへの対応

→供用開始以来、50年が経過し、今後、管渠や施設の老朽化による更新需要が確実に増加するとともに、災害等に備えた耐震化も進めていく必要があり、市民生活や社会経済活動に不可欠な重要なライフラインである下水道施設の維持管理に必要な財源を確保する必要がある。

下水道事業の現状と課題の確認①

①経費回収率の改善（使用料で回収すべき污水处理費用を使用料で賄えている割合の改善）

下水道使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す100%以上であることが望ましい指標であるが、100%を下回っており、污水处理に係る経費が使用料以外の収入（一般会計繰入金）により賄われている。

項目	令和3年度実績
下水道使用料収入 ①	692,504,340円（年間）
污水处理費 ②	1,100,257,487円（年間）
年間有収水量 ③	7,668,219m ³
使用料単価 ④=①÷③	90.31円/ m ³
污水处理原価 ⑤=②÷③	143.48円/ m ³
経費回収率 ④÷⑤×100	62.94%

⇒受益者負担の原則に基づき、使用者負担の適正化（使用料水準の適正化）が必要。

下水道事業の現状と課題の確認②

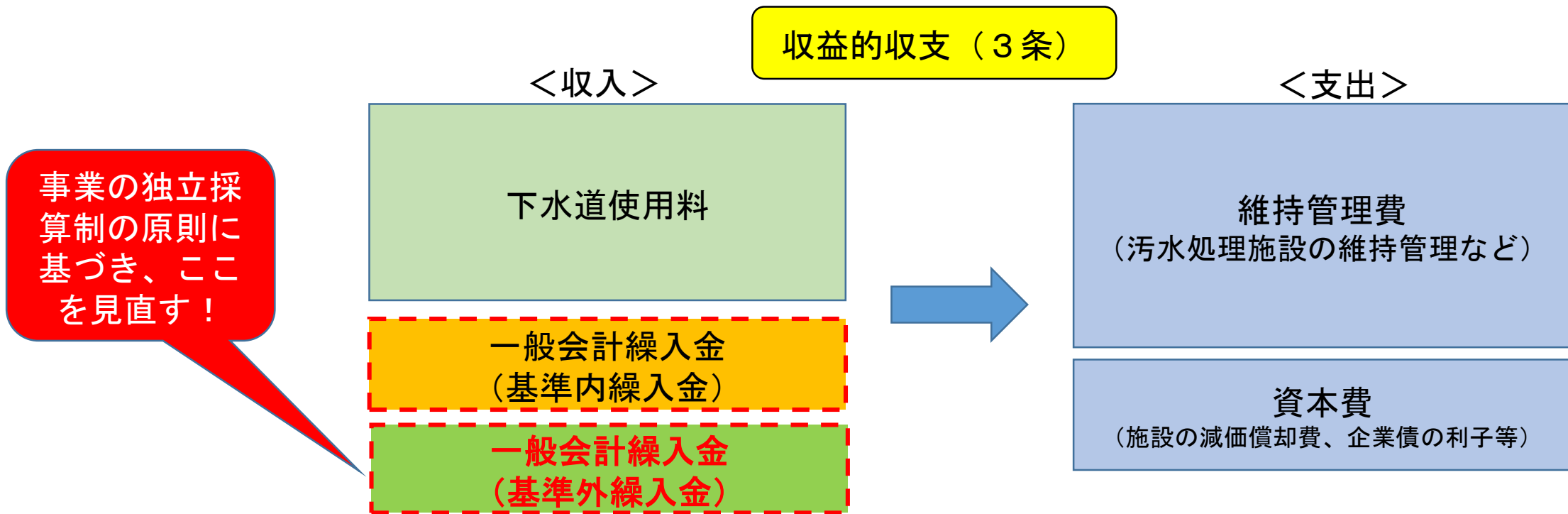
②基準外の一般会計繰入金の見直し

令和3年度決算において、経常費用を賄っている経常収益（使用料・繰入金等）の割合である「経常収支比率」は100%以上（令和3年度決算102.27%）であり、単年度収支は黒字となっているが、算出に係る経常収益には、基準外の一般会計繰入金が含まれている。

区分		令和3年度
基準内繰入金	収益的収入（3条）	103,196千円
	資本的収入（4条）	23,197千円
基準外繰入金	収益的収入（3条）	470,517千円
	資本的収入（4条）	271,836千円
一般会計繰入金 合計		868,746千円

⇒事業の独立採算制の原則に基づく健全経営と税の使途の公平性の実現のため見直しが必要。

<参考>収益的収支における一般会計繰入金について



※収益的収支をイメージで示したものであり、金額の割合を反映したものではありません。

- ア **基準内繰入金** ⇒ 地方公営企業法で、一般会計において負担するものとされている経費に充てるため一般会計から公営企業会計に繰入される補助金、負担金。具体的には、雨水処理及び汚水の高度処理に要する費用等
- イ **基準外繰入金** ⇒ 公営企業会計の資金不足を補てんするために繰入する「繰出基準」に基づかない繰入金。具体的には、減価償却費、企業債償還に係る利子等

下水道事業の現状と課題の確認③

③下水道施設の老朽化や災害に備えた施設の耐震化などへの対応

供用開始から50年が経過し、管渠や施設の老朽化による更新費用の増大が見込まれ、下水道事業経営に負担が増すことが予想される。

予算制約のもと、増大する改築需要に対応すべくストックマネジメント計画に基づき、計画的かつ効率的な維持管理や更新に取り組んでいくこととしているが、下水道サービスの安定的供給に支障が生じないように施設の更新投資を着実に進めていくためには、費用把握・財源確保を適時適切に行うことが重要。

令和3年3月に策定した瀬戸市下水道事業経営戦略の投資試算において、今後の老朽管渠の更新費用として、過年度の調査結果に基づき、**年間6,000万円**を見込んでいる。

同様に、汚水処理施設（浄化センター）の機械・電気設備の更新費用として、**年間約3億円**を見込んでいる。

⇒将来の施設の適切な維持管理に必要な財源の確保が必要。

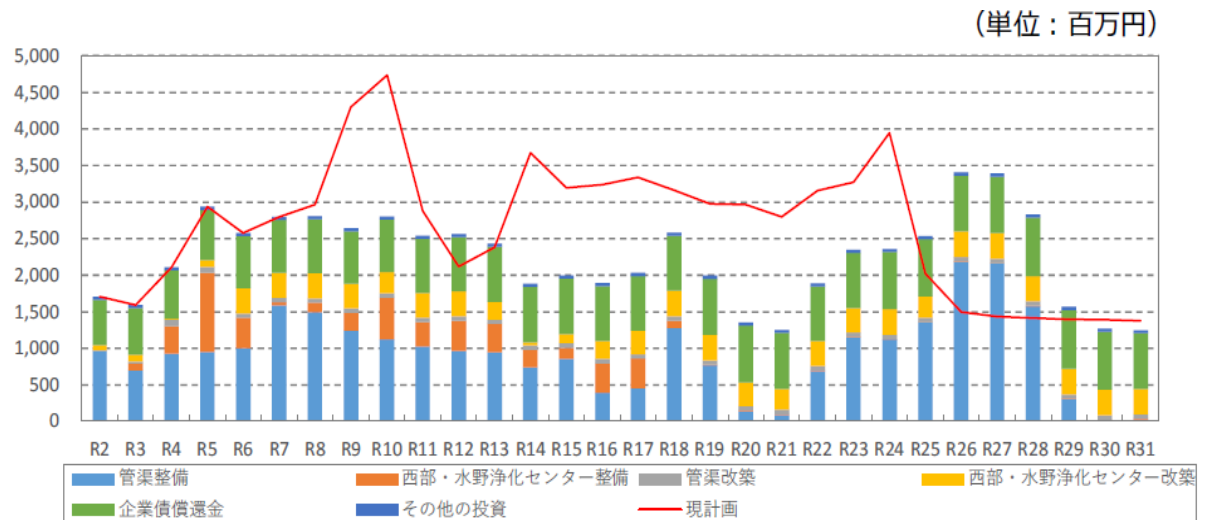
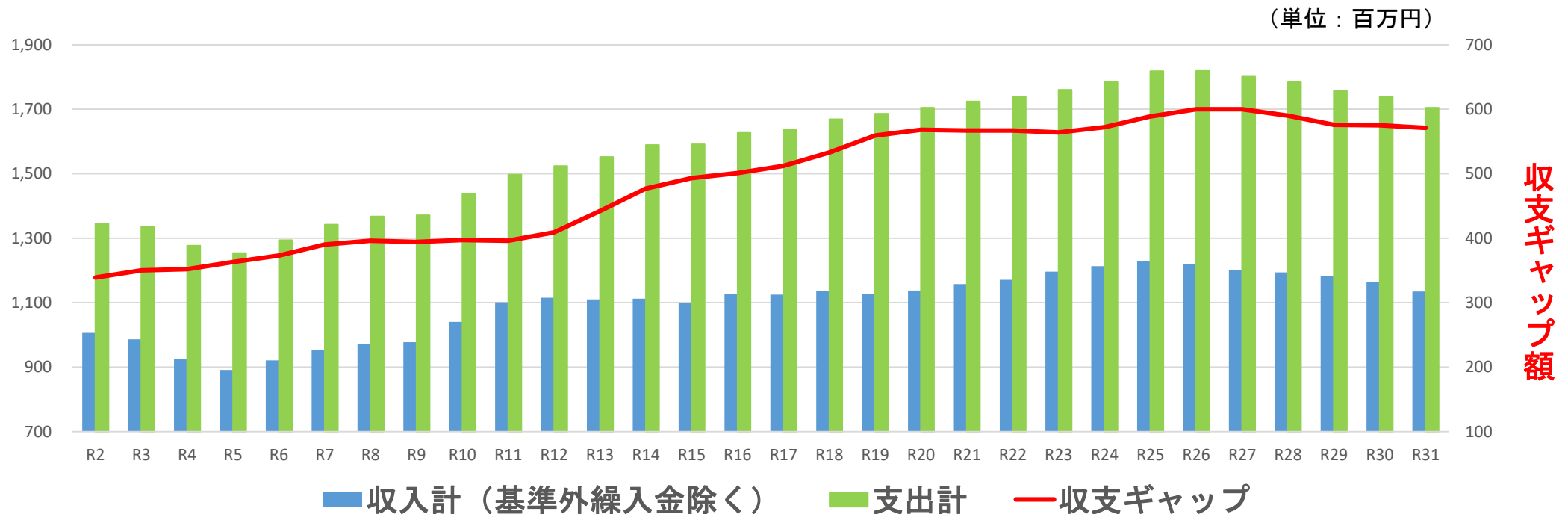


図 5-5 資本的支出の試算結果

収支シミュレーションと収支ギャップ

瀬戸市下水道事業経営戦略において、令和2年度から今後30年の収支シミュレーションを行った結果、収益的収入において、本来、下水道使用料で賄うべき部分を一般会計繰入金（基準外繰入金）で補てんしなければ、経営が成り立たない構造となっている。

この一般会計繰入金（基準外繰入金）は、経費回収率の改善と経営の健全性の観点から解消すべき**収支ギャップ**であり、試算期間内において年間約4億円が見込まれ、徐々に乖離が大きくなり、ピーク時には約6億円の収支ギャップが発生すると見込まれている。



経営健全化に向けた取組み

【これまでの主な取組み】

①経営基盤強化への取組み

- ・令和2年度から企業会計へ移行し、財務諸表の作成による経営内容・財政状況の見える化の推進
- ・企業債の貸付条件（借入方式）の見直しを行い、償還利子の支出の抑制と平準化を実施
- ・下水道未接続者への接続勧奨による水洗化の促進
- ・瀬戸市下水道受益者負担金条例の一部改正による債権管理の強化
- ・未利用地の民間事業者への貸し付けなどによる自主財源の確保
- ・下水道使用料及び受益者負担金滞納者への督促、催告、電話催告及び臨戸徴収の実施

②事業の合理化・効率化への取組み

- ・ストックマネジメント計画を策定し、老朽化が進む施設や管渠等について、優先順位を明確にした計画的かつ効率的な維持修繕や更新への取組みの推進
- ・浄化センターの包括的民間委託による民間活力の導入
- ・広域化及び共同化の検討

【これからの主な取組み】

- ・水洗化率（下水道接続率）向上に向けた接続勧奨の取組みの強化及び下水道事業への理解促進
- ・下水道事業の広域化及び共同化の推進による経営の効率化
- ・ストックマネジメント計画に基づく計画的かつ効率的な下水道施設の維持修繕・更新 他

下水道使用料改定の必要性

- 「持続可能な下水道事業」を構築し、将来にわたり安定した下水道サービスを提供するため、「経営基盤の強化」に取り組む必要があること。
- 今後、人口減少や節水型機器の普及により、下水道使用料の大幅な増収が見込めないことが予想されること。
- 管渠や施設の老朽化が進み、適切な施設更新のため多額の費用が必要となることが見込まれること。
- 下水道事業は、地方公営企業法に基づき、自立性をもって事業を継続していく独立採算制の原則が適用され、使用者の適正な負担により運営をしていく必要があること。
- 事業の独立採算制の原則に基づく健全経営と税の使途の公平性の実現のため、一般会計からの繰入金に依存せず、下水道使用料で賄う事業運営を目指す必要があること。

下水道使用料改定の~~考え方（目標）~~方向性について

瀬戸市下水道事業経営戦略において、『経費回収率を改善し、経営の健全化を図るため、毎年度の決算状況や一般会計からの繰入金の見通しを踏まえながら、当面の目標を約15%、年間約1億円として、下水道使用料の改定に取り組みます。』としているが、経営基盤の強化と受益者負担の適正化を図るため、使用料改定の~~考え方（目標）~~方向性を以下のとおりとする。

使用料改定の~~考え方（目標）~~方向性

①経費回収率100%の実現

②一般会計からの基準外繰入金の解消

自立的な経営基盤の確立と経営の健全化による「持続可能な下水道事業」の構築

※赤字については、審議会における議論を踏まえ文言を修正。

下水道使用料算定に係る基本事項

下水道法では、使用料の徴収根拠や使用料を定めるにあたっての基本原則が示されている。

1 使用料の徴収根拠

＜下水道法第20条第1項＞

公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

2 使用料の基本原則

＜下水道法第20条第2項＞

使用料は、次の原則によって定めなければならない。

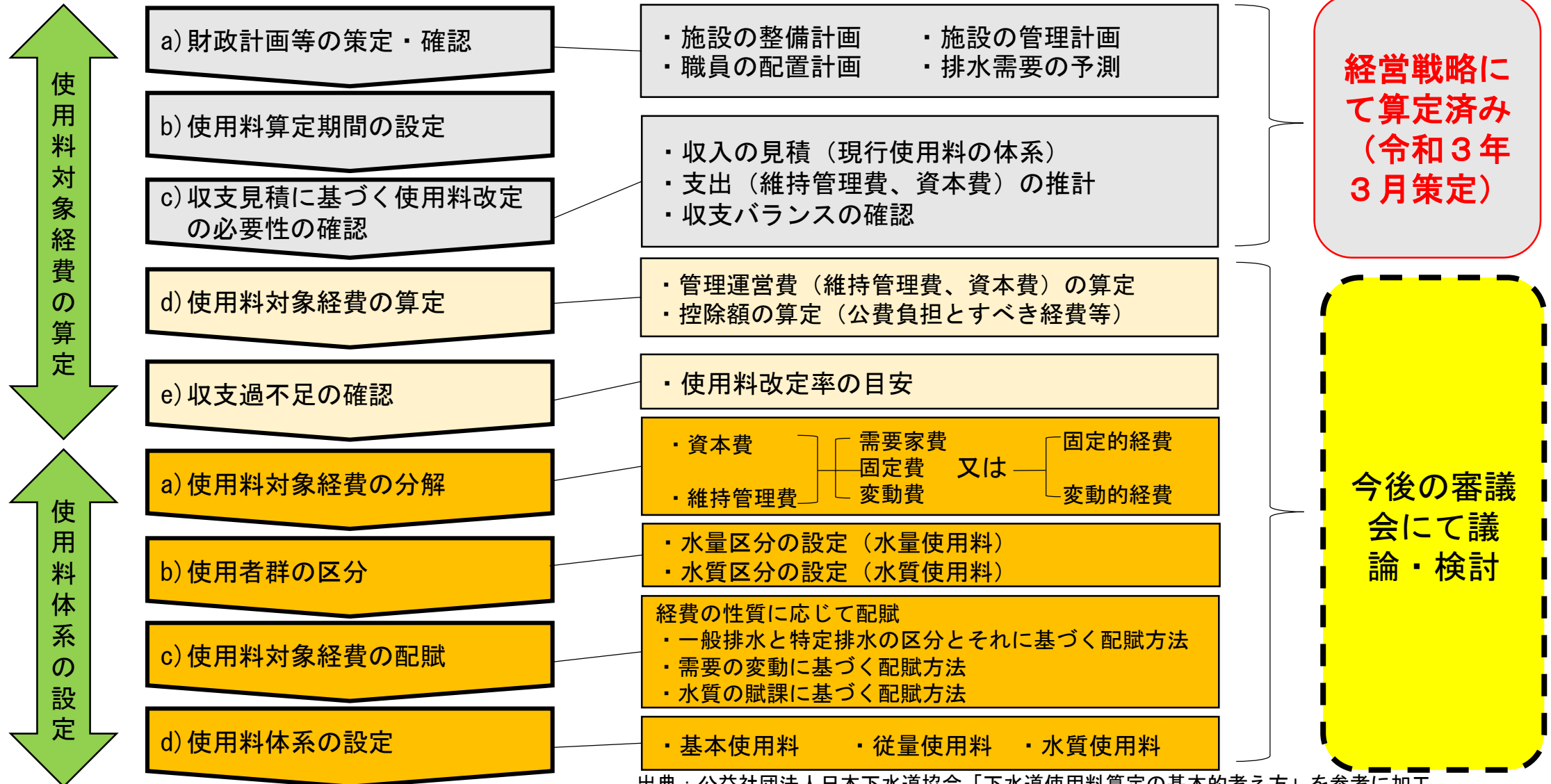
- 1 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- 2 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- 3 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 4 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

⇒①下水道法に示された基本原則に基づき、各自治体が使用料体系を設定。

②基本原則の趣旨に基づいて「下水道使用料算定の基本的考え方（公益社団法人日本下水道協会）」において、算定方法が示されている。

下水道使用料の算定フロー

下水道法で示された基本原則に基づき、公益社団法人日本下水道協会が作成した「下水道使用料算定の基本的考え方」に基づき検討を進めるものとする。基本的考え方に基づく主な検討フローは以下のとおり



県内自治体の下水道使用料改定の状況

近年、使用料改定を実施した、または、今後予定している県内自治体の一覧は以下のとおり

自治体名	直近改定時期 ※予定を含む (消費税の引き上げに伴う改定を除く)	改定前（現行）下水道使用料 (税込) 20m ³ /月	改定後下水道使用料 (税込) 20m ³ /月	改定における目標等
瀬戸市	平成12年12月	1,760円	—	—
春日井市	令和3年4月	1,925円	2,475円	経費回収率100%の達成及び基準外繰入金の解消
	令和4年4月	2,475円	2,915円	
大府市	令和4年10月	1,650円	1,815円	経費回収率100%の達成
	令和7年4月予定	1,815円	2,035円	
西尾市	令和4年4月	1,870円	2,090円	経費回収率100%の達成
半田市	令和5年4月予定	2,035円	2,475円	下水道使用料による自立経営及び経費回収率100%の達成
	令和8年度以降予定	今後、検討		
江南市	令和5年4月予定	1,980円	2,568.5円	経費回収率100%の達成及び一般会計からの基準外繰入金の抑制
	令和9年4月予定	2,568.5円	2,882円	
知立市	令和5年4月予定	1,815円	2,365円	一般会計繰入金の見直し

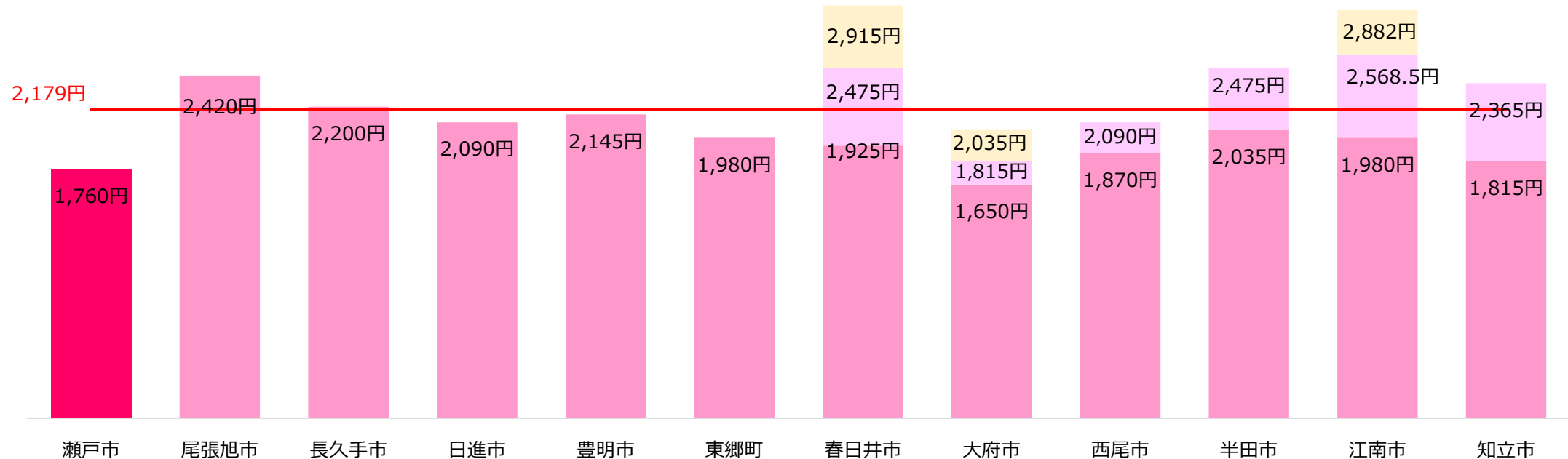
各自治体ホームページの下水道使用料に係る説明を参考に作成

県内自治体の下水道使用料の比較

近隣自治体の下水道使用料と近年、使用料改定を実施した、または、今後予定している県内自治体との比較は以下のとおり

- 段階的改定後下水道使用料（税込）20m³/月
- 改定後下水道使用料（税込）20m³/月
- 現行（改定前）下水道使用料（税込）20m³/月
- 愛知県平均（2022年4月1日現在）

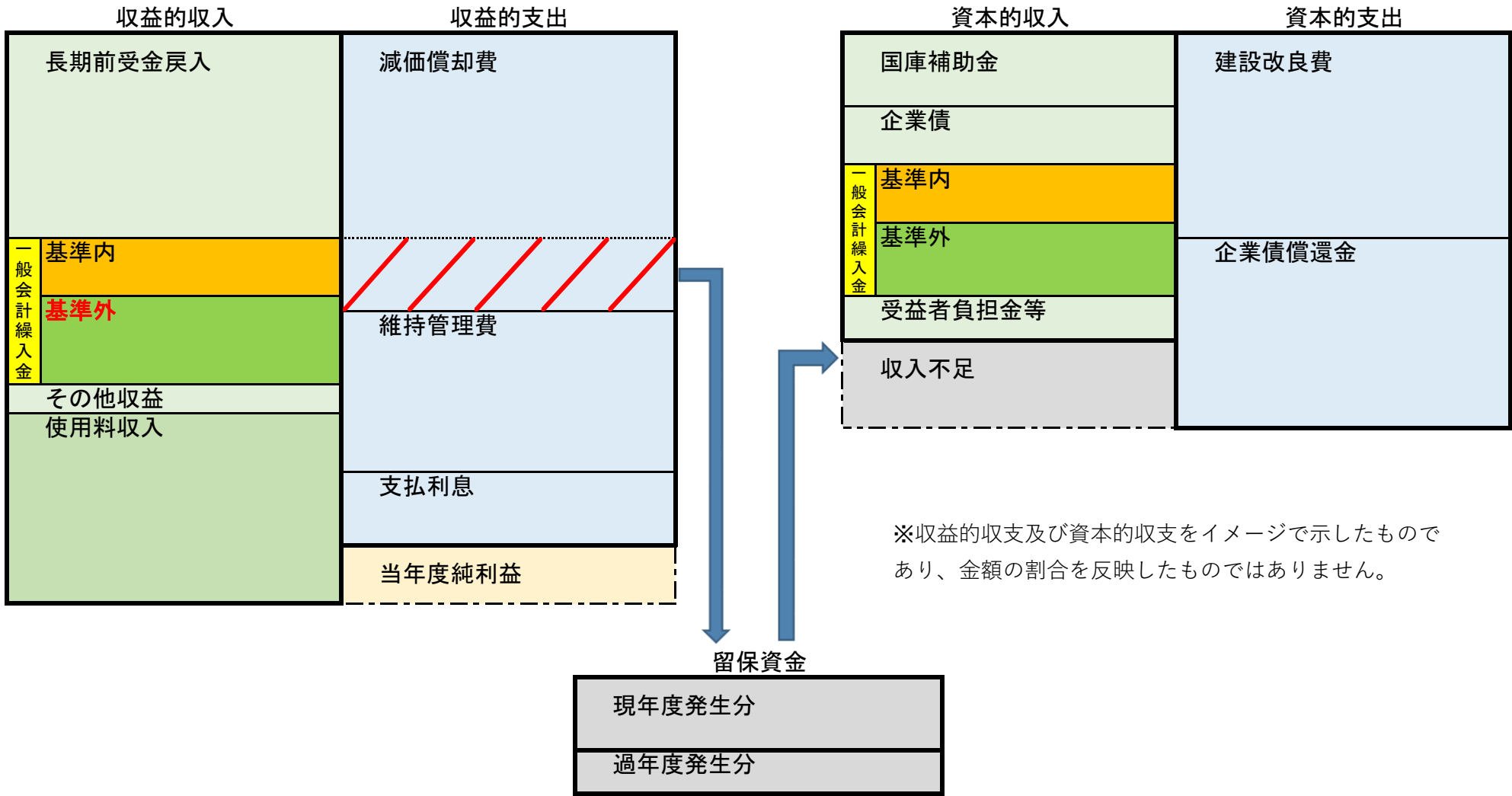
一般家庭の1か月20m³の下水道使用料（税込）



■ 下水道事業会計の概要

収益的収支 (3条)

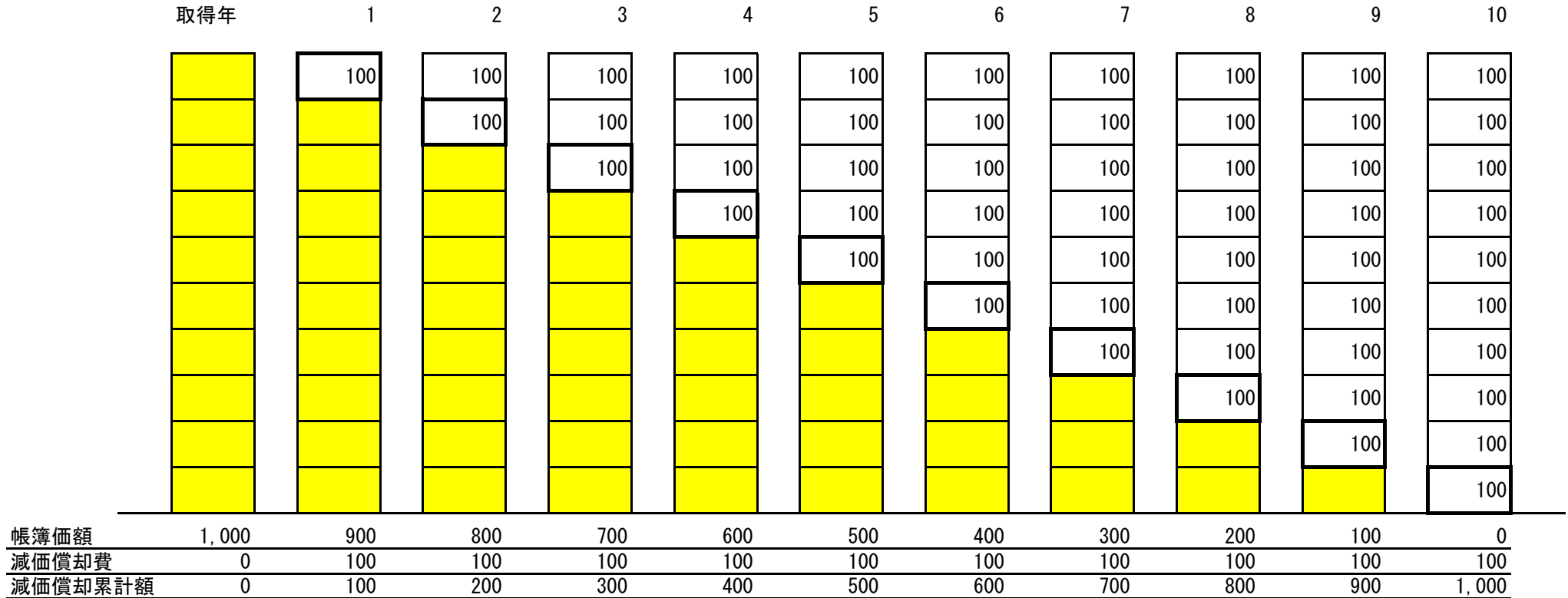
資本的収支 (4条)



<減価償却費のイメージ>

例) 帳簿価額が1,000万円の耐用年数10年の資産

(単位：万円)



<用語集>

維持管理費

日常の汚水処理施設の運営や維持、管理にかかる単年の費用
主なもの→処理場の動力費、
下水管渠やマンホールの修繕費

建設改良費

新しく下水道施設を整備するときにかかる将来にかけての費用
費用の効果が翌年度以降に及び、将来の収益に対応するもの
主なもの→処理場や下水管渠の建設（整備）費
管渠の更新にかかる費用

減価償却費

会計上の概念の一つ。入手した資産の価値が年々減少していくことに着眼し、耐用年数に応じて費用化するもの。また、資産の利用開始から将来にわたり使用料の収益を獲得するために貢献するもの。

現金の支出はない。資産を更新するときや取り除くときに急な費用化を防ぐもの。

長期前受金戻入

会計上の概念の一つ。資産を入手するときの財源の内、国や県からの補助金や一般会計からの繰入金資産の耐用年数に応じて収益化するもの。

現金の収入はない。減価償却費と対応して、収益の安定化を図るもの。

企業債償還金

建設改良費の財源として借り入れた企業債の返還金のこと。資金的収支の費用として支払う。

（企業債の）支払利息

企業債の借入期間に応じて加算される利息の支払いのこと。収益的収支の費用として支払う。

留保資金

急遽発生する施設更新や災害時の緊急対応に備えるための資金。